

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1706号**

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則（規則第6-1671号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には当該移動別表細目を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後		改 正 前			
(趣旨)		(趣旨)			
<p><b>第1条</b> この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）別表第2の備考(2)、<u>別表第3イの備考(2)及び同表ロの備考(2)</u>並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号）別表第1イの備考(2)及び同表ロの備考(2)（以下「一般職員給与条例別表第2の備考等」という。）の規定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>		<p><b>第1条</b> この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）別表第2の備考(2)、<u>別表第3イの備考(2)</u>、<u>同表ロの備考(2)</u>及び同表ハの備考(2)並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号）別表第1イの備考(2)及び同表ロの備考(2)（以下「一般職員給与条例別表第2の備考等」という。）の規定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>			
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）			
ア 公安職給料表		ア 公安職給料表			
職務の級	号 給 割 合	職務の級	号 給 割 合		
3 級	(略)	3 級	(略)		
	20		100分の98.95	20	100分の98.95
	(略)		21	100分の98.87	
	49		100分の98.94	(略)	
		49	100分の98.94		
		50	100分の98.91		
		51	100分の98.88		
		52	100分の98.85		
イ 教育職給料表(二)		イ 教育職給料表(一)			
(略)		(略)			
ウ 教育職給料表(二)		ウ 教育職給料表(二)			
職務の級	号 給 割 合	職務の級	号 給 割 合		
1 級	84	100分の99.73	1 級	84	100分の99.71
	85	100分の99.43		85	100分の99.38
	86	100分の99.17		86	100分の99.10

2 級	48	100分の99.42
-----	----	------------

備考 給料表は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6－45号）第2条第1項の規定によるものとする。以下同じ。

ウ 教育職給料表(三)

職務の級	号 給	割 合
2 級	61	100分の99.32

2 級	48	100分の99.37
-----	----	------------

エ 教育職給料表(三)

職務の級	号 給	割 合
2 級	61	100分の99.28

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。